

# 山梨県公報

第千九百六十三号

平成二十一年

七月九日

木 曜 日

## 目 次

### 告 示

貸付金の元利償還金の徴収事務の委託……………三五二

救急病院等の認定(四件)……………三五二

道路の供用開始……………三五二

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請……………三五二

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請(二件)……………三五二

一般競争入札について……………三五三

### 公安委員会

信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………三五四

## 告 示

### 山梨県告示第二百十四号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、次のとおり貸付金の元利償還金の徴収事務を委託した。

平成二十一年七月九日

山梨県知事 横 内 正 明

#### 一 委託の相手方

甲府市北新一丁目二番十二号 社会福祉法人山梨県社会福祉協議会

#### 二 委託に係る貸付金の元利償還金

山梨県高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金貸付事業に係る貸付金の元利償還金

#### 三 委託の期間

平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで

### 山梨県告示第二百十五号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の診療所を救急診療所として認定した。

平成二十一年七月九日

山梨県知事 横 内 正 明

#### 一 救急診療所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
青沼整形外科	南アルプス市小笠原千六百十一番地一

#### 二 認定期間

平成二十一年六月二日から平成二十四年六月一日まで

### 山梨県告示第二百十六号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十一年七月九日

山梨県知事 横 内 正 明

#### 一 救急病院の名称及び所在地

名 称	所 在 地
医療法人康麗会 笛吹中央病院	笛吹市石和町四日市場四十七番一

#### 二 認定期間

平成二十一年六月三日から平成二十四年六月二日まで

### 山梨県告示第二百十七号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十一年七月九日

山梨県知事 横 内 正 明

#### 一 救急病院の名称及び所在地

名 称	所 在 地
	山梨県知事 横 内 正 明

甲府城南病院

甲府市上町七百五十三番地一

二 認定期間

平成二十一年六月三十日から平成二十四年六月二十九日まで

山梨県告示第二百十八号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十一年七月九日

一 救急病院の名称及び所在地

山梨県知事 横内正明

名 称	所 在 地
山梨赤十字病院	南都留郡富士河口湖町船津六千六百六十三番地一

二 認定期間

平成二十一年七月一日から平成二十四年六月三十日まで

山梨県告示第二百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十一年七月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月九日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	清里須玉線	北杜市高根町大字清里字泉海道一六七五番の一地先から北杜市高根町大字清里字日影田	一一〇・〇	平成二十一年七月九日

公 告

官有無番地地先まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年七月九日

山梨県知事 横内正明

一 申請のあった年月日 平成二十一年六月二十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人いのち輝く会

2 代表者の氏名 長井龍道

3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市上首根町四千二十九番地六

4 定款に記載された目的

この法人は、地域社会内外の全ての人々に対して、農業をはじめとする食文化及び環境の保全・向上に関する研究・実践・啓発事業、並びに日本の伝統文化、伝統工芸の紹介・普及・継承・支援の為の活動等を行うことにより、心身共に健全な人間生活の確立を図り、以て社会の福祉の向上に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十一年七月一日から同年八月三十一日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年七月九日

山梨県知事 横内正明

一 申請のあった年月日 平成二十一年六月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 富士山国際ふれあい協会

- 2 代表者の氏名 山下茂
  - 3 主たる事務所の所在地 南都留郡富士河口湖町船津六千七百十三番地の三十九
  - 4 定款に記載された目的  
この法人は、日本・外国の人々に対して、観光、経済、教育、環境保全、芸術、文化、スポーツ等の各分野においての交流活性化を推進する事業を行い、民間レベルにおけるお互いの見識を高めることによる相互理解を通じて、国際親善の進展および友好関係の発展に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十一年七月二日から同年九月一日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請  
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年七月九日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 申請のあつた年月日 平成二十一年六月三十日
  - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的  
1 名称 特定非営利活動法人 Happy Space ゆうゆうゆう  
2 代表者の氏名 星合美紀  
3 主たる事務所の所在地 山梨県笛吹市石和町四日市場千四百一番地七  
4 定款に記載された目的  
この法人は、子育て中の親・将来、親となるものに対して、子育て支援・家族教育に関する事業を行い、地域で共に育ち合う子育て環境づくりに寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十一年七月三日から同年九月二日まで

● 一般競争入札について  
次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十一年七月九日

- 一 一般競争入札に付する事項
- 山梨県知事 横 内 正 明

- 1 借入物品等の名称及び数量  
農業大学校仮設校舎の賃貸借 一式
- 2 借入物品等の仕様等  
入札説明書で定める内容等であること。
- 3 借入期間  
契約締結日から平成二十三年四月十五日まで
- 4 借入場所  
ただし、農業大学校本館改築工事の進捗状況により変更することがある。
- 5 借入方法  
山梨県北杜市長坂町長坂上条三千二百五十一番地

● 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

- 二 一般競争入札の参加資格
- 1 平成二十一年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十一年山梨県告示第百二十四号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。
  - 2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
  - 3 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づき更正手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成十一年法律第百二十五号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更正手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
  - 4 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する学校又は同種の学校において、仮設プレハブ校舎を設置した実績があると認められる者であること。
  - 5 当該物件一式に対し迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。
  - 6 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- 三 入札手続等
- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県農政部  
農業技術課担い手・企業参入担当 電話〇五五 二二三 一六一九

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成二十一年七月二十二日(水)までの山梨県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに三の1の交付場所において交付する。

3 入札説明会の日時及び場所

実施しない。ただし、現地確認を希望する者には、次の日程で現地説明を行う。

ア 日時

平成二十一年七月二十三日(木) 午前十時から正午まで及び午後一時から午後四時まで

イ 場所

一の4の借入場所

ウ 連絡先

専門学校山梨県立農業大学校事務室 電話〇五五 一 三二 二二六九

4 入札参加資格確認申請書の提出方法

この公告の日から平成二十一年七月二十九日(水)までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに、三の1の交付場所に持参すること。

5 入札及び開札の日時及び場所

平成二十一年八月十八日(火) 午後二時 山梨県庁北別館五〇五会議室

6 郵送による入札書の受領期限及び場所

平成二十一年八月十七日(月) 午後四時までに山梨県農政部農業技術課担い手・企業参入担当(郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号)に必着すること。

7 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

8 落札者の決定方法

この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県知事が認めたと入札者であった、規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格

をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 契約の手續きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

免除

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約書作成の要否

要

5 長期継続契約

この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成十七年山梨県条例第九十号)に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる。

6 その他

詳細は、入札説明書にみる。

Summary

1 Nature and quantity of the services to be required

Lease(Including dismantling) of temporary school building for Yamanashi

Agricultural Academy, 1 set

2 Date and time for tender

2:00PM August 18,2009

3 Bureau in charge

Agricultural Technology Division, Yamanashi Prefectural Government,

1-6-1, Marunouchi, Kofu-shi, Yamanashi-ken 400-8501 JAPAN

TEL 055-223-1619

## 公安委員会

### 山梨県公安委員会告示第六十八号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制(昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号)の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された

日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成二十一年七月九日

山梨県公安委員会

委員長 井上利男

別表第一中

八一	中巨摩郡田富町布施二、一二〇番地の二先（県道甲府市川大門線と町道一六号線との交差点）	小井川駅入口	五一・三・一
----	--	--------	--------

八一	中央市布施一、八七四番地一先（県道韮崎南アルプス中央線新山梨環状道路側道と主要地方道甲府市川三郷線との交差点）	田富東ランプ	平成二十一年七月九日 告示第六八号
----	---	--------	----------------------

一一五	中巨摩郡玉穂町成島一、六七六番地二号（甲府玉穂中道線と村道成島上三条線との交差点）	成島	五三・七・二〇 告示第三一號
-----	---	----	-------------------

一一五	中央市成島一、六七一番地一先（県道韮崎南アルプス中央線新山梨環状道路側道と県道甲府中央右左口線との交差点）	成島	平成二十一年七月九日 告示第六八号
-----	---	----	----------------------

一八八	中巨摩郡玉穂町下河東五一八番地の二先（町道玉穂中央通り線（都市計画道路）と町道上三条上成島線（仮設道路）との丁字	山梨大学病院 東	平成一六年三月一日 告示第一六号
-----	--	-------------	---------------------

路交差点）

一八八	中央市下河東五二七番地一先（県道韮崎南アルプス中央線新山梨環状道路側道と中央市道三、一五五号線との交差点）	山梨大学病院 南	平成二十一年七月九日 告示第六八号
-----	---	-------------	----------------------

二〇九	中巨摩郡玉穂町成島一、〇四九番地の三先（町道成島上三条線と町道との変則十字路交差点）	成島西	六一・九・一八 告示第三四号
-----	--	-----	-------------------

二〇九	削除		平成二十一年七月九日 告示第六八号
-----	----	--	----------------------

二四二	中巨摩郡玉穂町上三条八四五番地先（町道相互の十字路交差点）	上三条	平三・九・三〇 告示第二四号
-----	-------------------------------	-----	-------------------

二四二	中央市下河東二、二四八番地一先（県道韮崎南アルプス中央線新山梨環状道路側道と中央市道二五号線との交差点）	玉穂西ランプ	平成二十一年七月九日 告示第六八号
-----	--	--------	----------------------

三四一	中巨摩郡玉穂町成島一、二八九番地一先（県道甲府玉穂中道線	玉穂中央ランプ 北	平成一四年八月一日 告示第四一號
-----	------------------------------	--------------	---------------------

と町道上成島中楯線との十字路 交差点)			
------------------------	--	--	--

三四一	削除		平成二十二年七月九日 告示第六八号
-----	----	--	----------------------

三六九	中央市白井阿原三二三番地一先 (市道田富一 一〇号線と市道 田富二七五 一号線との十字路 交差点)	田富福祉セン ター北	平成二十二年三月五日 告示第一八号
-----	--	---------------	----------------------

三六九	中央市白井阿原三二三番地一先 (市道田富一 一〇号線と市道 田富二七五 一号線との十字路 交差点)	田富福祉セン ター北	平成二十二年三月五日 告示第一八号
-----	--	---------------	----------------------

三七〇	中央市下河東二、二三九番地一 先(県道葎崎南アルプス中央線 新山梨環状道路側道と中央市道 玉穂三、一三九号との交差点)	下河東	平成二十二年七月九日 告示第六八号
-----	--	-----	----------------------

三七一	中央市成島二、〇五六番地一先 (県道葎崎南アルプス中央線新 山梨環状道路側道と中央市道玉 穂三、一三〇号との交差点)	三村小学校北	平成二十二年七月九日 告示第六八号
-----	---	--------	----------------------

に改める。  
別表第四中

四六〇	県道甲 府玉穂	中巨摩郡玉穂町成島一 、二六二番地の一先)	車両 西から東	車両進行 南甲 平成一六年三 月一日
-----	------------	--------------------------	------------	-----------------------------

四六一	中道線 (新山 梨環状 道路南 部区間 側道外 回り)	玉穂中央ランプ交差点 北側)から中巨摩郡玉 穂町極楽寺一六一番地 先(内田総業(南側) まで(七九〇メートル	へ終日	告示第一六号
四六一	県道甲 府玉穂 中道線 (新山 梨環状 道路南 部区間 側道外 回り)	中巨摩郡玉穂町極楽寺 一六一番地先(内田総 業(南側)から中巨摩 郡玉穂町成島一、二六 二番地の一先(玉穂中 央ランプ交差点南側) まで(七九〇メートル	車両 東から西 へ終日	車両 南甲 平成一六年三 月一日 告示第一六号

四六〇	県道葎 崎南ア ルプス 中央線 (新山 梨環状 道路側 道)	中央市上三條六四七番 地一先(橋脚P一八 北側)から中央市極楽 寺一六一番地先(内田 総業(南側)まで(二 、八五〇メートル)	車両 西から東 へ終日	車両 南甲 平成二十二年七 月九日 告示第六八号
四六一	県道葎 崎南ア ルプス 中央線 (新山 梨環状 道路側 道)	中央市極楽寺一六一番 地先(内田総業(南側 )から中央市上三條四 六二番地一先(橋脚P 一八南側)まで(二 、八五〇メートル)	車両 東から西 へ終日	車両 南甲 平成二十二年七 月九日 告示第六八号

五四八	市道	北杜市小淵沢町七三八番地先(市道西一級一四号と市道西一級一六号との十字路交差点左折導流部)(ハメートル)	車両	車両進行 西から北 へ終日	北杜	平成二十一年五月二一日 告示第四五号
-----	----	--	----	---------------------	----	-----------------------

五四八	市道	北杜市小淵沢町七三八番地先(市道西一級一四号と市道西一級一六号との十字路交差点左折導流部)(ハメートル)	車両	車両進行 西から北 へ終日	北杜	平成二十一年五月二一日 告示第四五号
-----	----	--	----	---------------------	----	-----------------------

五四九	県道 岐南ア ルプス 中央線 (新山 梨環状 道路側 道)	中央市山之神三、五三番地一先(田富西ランプ交差点)から中央市上三條九四六番地三先(橋脚P一三一北側)まで(九七〇メートル)	車両	車両進行 西から東 へ終日	南甲府	平成二十一年七月九日 告示第六八号
-----	--	---	----	---------------------	-----	----------------------

五五〇	県道 岐南ア ルプス 中央線 (新山 梨環状 道路側 道)	中央市布施三、九〇〇番地先(橋脚P一三二南側)から中央市山之神三、五三四番地一先(田富西ランプ交差点南側)まで(九四〇メートル)	車両	車両進行 東から西 へ終日	南甲府	平成二十一年七月九日 告示第六八号
-----	--	--	----	---------------------	-----	----------------------

五五一	県道 岐南ア ルプス 中央線 (新山 梨環状 道路側 道)	中央市布施三、九〇〇	自動車	車両進行	南甲府	平成二十一年七月九日
-----	--	------------	-----	------	-----	------------

五五二	県道 岐南ア ルプス 中央線 (新山 梨環状 道路側 道)	中央市布施一、九〇九番地一先(田富東オランプ起点)から中央市布施三、八九三番地七先(田富東オランプ終点)まで(一八〇メートル)	自動車	車両進行 西から東 へ終日	南甲府	平成二十一年七月九日 告示第六八号
-----	--	---	-----	---------------------	-----	----------------------

五五三	県道 岐南ア ルプス 中央線 (新山 梨環状 道路側 道)	中央市上三條五九八番地一先(玉穂西オランプ起点)から中央市上三條四〇一番地五先(玉穂西オランプ終点)まで(二三〇メートル)	自動車	車両進行 東から西 へ終日	南甲府	平成二十一年七月九日 告示第六八号
-----	--	---	-----	---------------------	-----	----------------------

五五四	県道 岐南ア ルプス 中央線 (新山 梨環状 道路側 道)	中央市上三條三九四番地六先(玉穂西オランプ)	自動車	車両進行 西から東	南甲府	平成二十一年七月九日
-----	--	------------------------	-----	--------------	-----	------------

五五四	県道 岐南ア ルプス 中央線 (新山 梨環状 道路側 道)	中央市上三條三九四番地六先(玉穂西オランプ)	自動車	車両進行 西から東	南甲府	平成二十一年七月九日
-----	--	------------------------	-----	--------------	-----	------------

に改める。

五五六	県道 岐南ア ルプス 中央線 (新山 梨環状 道路・ 内回り 玉穂中 央オ フ ラン プ)	中央市成島一、六八一 番地三先(玉穂中央オ フランプ起点)から中 央市成島一、四二五番 地一先(玉穂中央オ フランプ終点)まで(二 一四メートル)	自動車	車両進行 西から東 へ終日	南甲 府	平成二一年七 月九日 告示第六八号
五五五	県道 岐南ア ルプス 中央線 (新山 梨環状 道路・ 外回り 玉穂中 央オ ン ラン プ)	中央市成島一、四三一 番地一先(玉穂中央オ フランプ起点)から中 央市成島一、四八七番 地二先(玉穂中央オ フランプ終点)まで(二 〇二メートル)	自動車	車両進行 東から西 へ終日	南甲 府	平成二一年七 月九日 告示第六八号

別表第五中

二二二	町道	中巨摩郡玉穂町極楽 寺三三七番地先(内 田伝所有畑北側十字 路交差点)	南進す る車両	終日	南甲府	平成一六年三月 一一日 告示第一六号
二二三	町道	中巨摩郡玉穂町極楽 寺二九四番地先(内 田洋蘭南側十字路交 差点)	北進す る車両	終日	南甲府	平成一六年三月 一一日 告示第一六号
二二二	削除				南甲府	平成二一年七月 九日 告示第六八号
二二三	削除				南甲府	平成二一年七月 九日 告示第六八号
二二九	県道上 野原あ きる野 線	上野原市上野原三、 七六四番地先(県道 上野原あきる野線と 市道南裏線とのY字 路交差点)	北進す る車両 (原付 、軽車 両を除 く)	終日	上野原	平成二〇年一 月一三日 告示第一三四号
二二九	県道上 野原あ きる野 線	上野原市上野原三、 七六四番地先(県道 上野原あきる野線と 市道南裏線とのY字 路交差点)	北進す る車両	終日	上野原	平成二〇年一 月一三日 告示第一三四号



二二二〇	県道 南ア ルプス 中央線 (新山 梨環状 道路玉 穂中央 オフラ ンプ)	中央市成島一、四二 五番地一先(側道と 玉穂中央オランプ との合流部)	東進す る自動 車	終日	南甲府	平成二十一年七月 九日 告示第六八号
二二三二	県道 南ア ルプス 中央線 (新山 梨環状 道路)	中央市成島一、四八 七番地二先(玉穂中 央オランプと本線 との合流部)	西進す る自動 車	終日	南甲府	平成二十一年七月 九日 告示第六八号
二二三三	県道 南ア ルプス 中央線 (新山 梨環状 道路玉 穂西オ フラン プ)	中央市上三條六〇一 番地一先(側道と玉 穂西オランプとの 合流部)	東進す る自動 車	終日	南甲府	平成二十一年七月 九日 告示第六八号
二二三三	県道 南ア ルプス 中央線 (新山 梨環状 道路玉 穂西オ フラン プ)	中央市上三條四〇一 番地五先(玉穂西オ ランプと本線との 合流部)	西進す る自動 車	終日	南甲府	平成二十一年七月 九日 告示第六八号

〔路交差点〕  
両を除く。

二二三四	県道 南ア ルプス 中央線 (新山 梨環状 道路田 富東オ フラン プ)	中央市布施四四八番 地先(側道と田富東 オランプとの合流 部)	西進す る自動 車	終日	南甲府	平成二十一年七月 九日 告示第六八号
二二三五	県道 南ア ルプス 中央線 (新山 梨環状 道路)	中央市布施三、八九 三番地七先(田富東 オランプと本線と の合流部)	東進す る自動 車	終日	南甲府	平成二十一年七月 九日 告示第六八号
二二三六	県道 南ア ルプス 中央線 (新山 梨環状 道路)	中央市極楽寺一五八 番地一先(側道と玉 穂東ランプ・本線と の合流部)	東進す る自動 車	終日	南甲府	平成二十一年七月 九日 告示第六八号
二二三七	県道 南ア ルプス 中央線 (新山 梨環状 道路)	中央市白井阿原一、 六四一番地一先(田 富西オランプと 本線との合流部)	西進す る自動 車	終日	南甲府	平成二十一年七月 九日 告示第六八号

二三八	県道 南ア ルプス 中央線 (新山 梨環状 道路側 道)	中央市成島一、四二 六番地一先(玉穂中 央オフランブ東側交 差点) オフラ ンブか ら東進 する自 動車	終日	南甲府	平成二十一年七月 九日 告示第六八号
-----	---	--	----	-----	--------------------------

に改める。  
別表第六中

四五九	町道	中巨摩郡玉穂町極楽 寺二九四番地先(内 田洋蘭南側十字路交 差点)	南進す る車両	終日	南甲府	平成一六年三月 一一日 告示第一六号
四六〇	町道	中巨摩郡玉穂町極楽 寺三三七番地先(内 田伝所有畑北側十字 路交差点)	北進す る車両	終日	南甲府	平成一六年三月 一一日 告示第一六号

四五九	削除				南甲府	平成二十一年七月 九日 告示第六八号
四六〇	削除				南甲府	平成二十一年七月 九日 告示第六八号

五〇七	市道南	上野原市上野原三、	北進す	終日	上野原	平成二〇年一一
-----	-----	-----------	-----	----	-----	---------

裏線	七七〇番地先(県道 上野原あきる野線と 市道南裏線とのY字 路交差点)	る車両 (原付 、軽車 、除 く)				月一三日 告示第一三四号
----	--	-------------------------------	--	--	--	-----------------

五〇七	市道南 裏線	上野原市上野原三、 七七〇番地先(県道 上野原あきる野線と 市道南裏線とのY字 路交差点)	北進す る車両 (原付 、軽車 、除 く)	終日	上野原	平成二〇年一一 月一三日 告示第一三四号
-----	-----------	---	--------------------------------------	----	-----	----------------------------

五〇八	県道南 ア ルプス 中央線 (新山 梨環状 道路側 道)	中央市極楽寺一五八 番地一先(玉穂東ラ ンブ・本線と側道と の合流部)	東進す る車両	終日	南甲府	平成二十一年七月 九日 告示第六八号
-----	---	--	------------	----	-----	--------------------------

五〇九	県道南 ア ルプス 中央線 (新山 梨環状 道路側 道)	中央市成島一、四二 五番地一先(玉穂中 央オフランブと側道 との合流部)	東進す る車両	終日	南甲府	平成二十一年七月 九日 告示第六八号
-----	---	---	------------	----	-----	--------------------------

五一〇	県道南 ア ルプス 中央線	中央市成島一、四八 七番地二先(本線と 玉穂中央オンランブ との合流部)	西進す る自動 車	終日	南甲府	平成二十一年七月 九日 告示第六八号
-----	------------------------	---	-----------------	----	-----	--------------------------

五二一	五二二	五二三
（新山梨環状道路側道）	（新山梨環状道路玉穂西オノンランブ）	（新山梨環状道路田富東オノンランブ）
中央市上三條六〇一番地一先（玉穂西オノンランブと側道との合流部）	中央市上三條四〇一番地五先（本線と玉穂西オノンランブとの合流部）	中央市布施三、八九三番地七先（本線と田富東オノンランブとの合流部）
東進する車両	西進する自動車	東進する自動車
終日	終日	終日
南甲府	南甲府	南甲府
平成二十二年七月九日 告示第六八号	平成二十二年七月九日 告示第六八号	平成二十二年七月九日 告示第六八号

五一四	五一五	五一六	五一七
（新山梨環状道路側道）	（新山梨環状道路田富西オノンランブ）	（新山梨環状道路オノンランブ側道）	（新山梨環状道路中央オノンランブ側道）
中央市布施四四八番地先（田富東オノンランブと側道との合流部）	中央市臼井阿原一、六四一番地一先（本線と田富西オノンランブとの合流部）	中央市成島一、四二六番地一先（玉穂中央オノンランブ東側交差点）	中央市成島一、四二六番地一先（玉穂中央オノンランブ東側交差点）
西進する車両	西進する自動車	オノンランブから東進する自動車	側道を東進する車両
終日	終日	終日	終日
南甲府	南甲府	南甲府	南甲府
平成二十二年七月九日 告示第六八号	平成二十二年七月九日 告示第六八号	平成二十二年七月九日 告示第六八号	平成二十二年七月九日 告示第六八号

に改める。  
別表第十中

道路側  
(道)

三四〇	県道 甲府市 川大門 線	中巨摩郡田富町布施一、八七五 番地先(小井川駅入口)交差点	四	南甲	五一・一・三一 五号
-----	-----------------------	----------------------------------	---	----	---------------

三四〇	削除			南甲	平成二十二年七月 九日 告示第六八号
-----	----	--	--	----	--------------------------

一、六二五	県道 甲府玉 穂中道 線	中巨摩郡玉穂村成島一、六七六 番地の一先(中沢自動車工場) 東側	一	南甲	五〇・三・一九 一四号
-------	-----------------------	--	---	----	----------------

一、六二五	県道甲 府中央 右左口 線	中央市成島一、六七六番地一先 (成島交差点北)	一	南甲	平成二十二年七月 九日 告示第六八号
-------	------------------------	----------------------------	---	----	--------------------------

二、一七四	県道 甲府玉 穂中道 線	中巨摩郡玉穂村成島一、六七六 番地二号成島交差点	一	南甲	五三・八・一七 三四号
-------	-----------------------	-----------------------------	---	----	----------------

二、一七四	削除			南甲	平成二十二年七月 九日 告示第六八号
-------	----	--	--	----	--------------------------

二、六〇二	町道玉 穂中央 通り線	中巨摩郡玉穂町下河東五一八番 地の二先(山梨大学病院東交 差点)	三	南甲	平成一六年三月 一一日 告示第一六号
-------	-------------------	--	---	----	--------------------------

二、六〇二	削除			南甲	平成二十二年七月 九日 告示第六八号
-------	----	--	--	----	--------------------------

三、六七四	町道	中巨摩郡昭和町下河東三七八番 地の二先(琴音西交差点)	一	南甲	平三・一・一七 第一号
-------	----	--------------------------------	---	----	----------------

三、六七四	削除			南甲	平成二十二年七月 九日 告示第六八号
-------	----	--	--	----	--------------------------

四、二四二	町道 上三条 上成島 線	中巨摩郡玉穂町上三条三九九番 地先(植田勇吉方南側)	一	南甲	平九・八・一四 告示 第四一 号
-------	-----------------------	-------------------------------	---	----	---------------------------

四、二四二	市道	中央市上三条四〇一番地五先（小井川駅東側交差点）	二	府南甲	平成二十二年七月九日 告示第六八号
-------	----	--------------------------	---	-----	----------------------

四、八〇九	県道葎 崎柳形 豊富線 （新山 梨環状 道路）	中巨摩郡田富町山之神三、五三四番地の二先（田富西ランプ交差点）	一	府南甲	平成二十一年一月八日 告示第四七号
-------	--	---------------------------------	---	-----	----------------------

四、八〇九	県道甲 斐中央 線	中央市山之神三、五三四番地の二先（田富西ランプ交差点）	六	府南甲	平成二十一年七月九日 告示第六八号
-------	-----------------	-----------------------------	---	-----	----------------------

四、八九八	県道甲 府玉穂 中道線	中巨摩郡玉穂町成島一、二八九番地の二先（玉穂中央ランプ北側交差点）	四	府南甲	平成二十一年八月一日 告示第四一號
-------	-------------------	-----------------------------------	---	-----	----------------------

四、八九八	削除			府南甲	平成二十二年七月九日 告示第六八号
-------	----	--	--	-----	----------------------

四、八九九	県道甲 府玉穂 中道線	中巨摩郡玉穂町成島一、二六二番地の二先（玉穂中央ランプ）交差点	四	府南甲	平成二十四年八月一日 告示第四一號
-------	-------------------	---------------------------------	---	-----	----------------------

四、八九九	県道葎 崎柳形 豊富線 （新山 梨環状 道路）	中央市成島一、二六二番地の二先（玉穂中央ランプ交差点）	六	府南甲	平成二十二年七月九日 告示第六八号
-------	--	-----------------------------	---	-----	----------------------

四、九三二	県道甲 府玉穂 中道線 （新山 梨環状 道路）	中巨摩郡玉穂町成島七四六番地の二先（神明川一の橋西側交差点）	二	府南甲	平成二十四年一月二五日 告示第七一號
-------	--	--------------------------------	---	-----	-----------------------

四、九三三	県道甲 府玉穂 中道線 （新山 梨環状 道路）	中巨摩郡玉穂町成島七五二番地の二先（神明川一の橋西側交差点）	二	府南甲	平成二十四年一月二五日 告示第七一號
-------	--	--------------------------------	---	-----	-----------------------

四、九三四	県道甲 府玉穂 中道線 （新山 梨環状 道路）	中巨摩郡玉穂町成島一六六番地の二先（山忠木材北側交差点）	三	府南甲	平成二十六年三月一日 告示第一六号
-------	--	------------------------------	---	-----	----------------------

四、九三五	県道甲 側道	中巨摩郡玉穂町極楽寺三三三番	三	府南甲	平成二十六年三月一日
-------	-----------	----------------	---	-----	------------

府玉穂 中道線 (新山 梨環状 道路南 部区間 側道)	地の一先(高橋地区公会堂南側 交差点)	府	一一日 告示第一六号
---	------------------------	---	---------------

四、九三二	削除	府 南甲	平成二十二年七月九日 告示第六八号
四、九三三	削除	府 南甲	平成二十二年七月九日 告示第六八号
四、九三四	削除	府 南甲	平成二十二年七月九日 告示第六八号
四、九三五	削除	府 南甲	平成二十二年七月九日 告示第六八号

五、〇七〇	県道甲 府玉穂 中道線 (新山 梨環状 道路南 部区間 側道部)	中巨摩郡玉穂町極楽寺三五五番 地先(渋川二の橋西側南)	一 府 南甲 平成一六年一一月二〇日 告示第一〇三号
-------	---	--------------------------------	-------------------------------------

五、〇七一	県道甲 府玉穂 中道線 (新山 梨環状 道路南 部区間 側道部)	中巨摩郡玉穂町極楽寺三五五番 地先(渋川二の橋西側北)	一 府 南甲 平成一六年一一月二〇日 告示第一〇三号
-------	---	--------------------------------	-------------------------------------

五、〇七〇	削除	府 南甲	平成二十二年七月九日 告示第六八号
五、〇七一	削除	府 南甲	平成二十二年七月九日 告示第六八号

五、一一二	町道	中巨摩郡玉穂町下河東一、〇二二 四番地一先(山梨大学医学部南 側丁字路交差点)	二 府 南甲 平成一七年二月二二日 告示第七号
-------	----	---	----------------------------------

五、一一二	削除	府 南甲	平成二十二年七月九日 告示第六八号
-------	----	------	----------------------

五、二七三	市道	南都留郡西桂町小沼二、七九六 番地一先(小沼造園北側)	一 大月 平成二十二年五月二二日 告示第四五号
-------	----	--------------------------------	----------------------------------

五、二七三	市道	南都留郡西桂町小沼二、七九六番地一先（小沼造園北側）	一	大月	平成二十二年五月二一日 告示第四五号
五、二七四	県道甲 府市川 三郷線	中央市布施一、八七四番地一先（田富東ランプ交差点）	六	府南甲	平成二十二年七月九日 告示第六八号
五、二七五	市道	中央市上三条六三六番地一〇先（橋脚P一八南西側交差点）	二	府南甲	平成二十二年七月九日 告示第六八号
五、二七六	県道 府南ア ルプス 中央線	中央市下河東二、二四八番地一先（玉穂西ランプ交差点）	六	府南甲	平成二十二年七月九日 告示第六八号
五、二七七	県道 府南ア ルプス 中央線	中央市下河東一、二三九番地一先（下河東交差点）	六	府南甲	平成二十二年七月九日 告示第六八号
五、二七八	市道	中央市下河東一、七一九番地一先（橋脚P八六南東側交差点）	三	府南甲	平成二十二年七月九日 告示第六八号
五、二七九	市道	中央市下河東一、七〇八番地四先（橋脚P八五北西側交差点）	二	府南甲	平成二十二年七月九日 告示第六八号
五、二八〇	県道 府南ア ルプス 中央線	中央市下河東一、〇二五番地二先（橋脚P七九南東側交差点）	四	府南甲	平成二十二年七月九日 告示第六八号

五、二八一	県道 府南ア ルプス 中央線	中央市下河東一、〇三九番地三先（橋脚P七九北東側交差点）	一	府南甲	平成二十二年七月九日 告示第六八号
五、二八二	県道 府南ア ルプス 中央線	中央市下河東五二七番地一先（山梨大学病院南交差点）	六	府南甲	平成二十二年七月九日 告示第六八号
五、二八三	県道 府南ア ルプス 中央線	中央市下河東五四〇番地二先（橋脚P七〇南東側交差点）	二	府南甲	平成二十二年七月九日 告示第六八号
五、二八四	県道 府南ア ルプス 中央線	中央市下河東五三〇番地一先（橋脚P七〇北東側交差点）	一	府南甲	平成二十二年七月九日 告示第六八号
五、二八五	県道 府南ア ルプス 中央線	中央市成島二、〇五六番地一先（三村小学校北交差点）	四	府南甲	平成二十二年七月九日 告示第六八号
五、二八六	県道 府南ア ルプス 中央線	中央市成島一、七二五番地先（前原石油南側）	一	府南甲	平成二十二年七月九日 告示第六八号
五、二八七	県道 府南ア ルプス 中央線	中央市成島一、六七一番地一先（成島交差点）	六	府南甲	平成二十二年七月九日 告示第六八号
五、二八八	県道 府南ア ルプス 中央線	中央市極楽寺三五八番地先（渋川一の橋西詰十字路交差点）	二	府南甲	平成二十二年七月九日

五、二八九	中央線 ルプス 中央線	中央市極楽寺三二八番地三先(渋川二の橋西詰十字路口交差点)	二	南甲府	平成二十一年七月九日 告示第六八号
五、二九〇	中央線 ルプス 中央線	中央市成島一六六番地一先(橋脚P一四南側十字路口交差点)	二	南甲府	平成二十一年七月九日 告示第六八号
五、二九一	中央線 ルプス 中央線	中央市成島一五番地一先(橋脚P一四北側十字路口交差点)	二	南甲府	平成二十一年七月九日 告示第六八号
五、二九二	中央線 ルプス 中央線	中央市成島七四六番地一先(神明川一の橋西詰十字路口交差点)	二	南甲府	平成二十一年七月九日 告示第六八号
五、二九三	中央線 ルプス 中央線	中央市成島七五二番地一先(神明川二の橋西詰十字路口交差点)	二	南甲府	平成二十一年七月九日 告示第六八号

に改める。  
別表第十四中

六一四	村道 上三條 成島線	中巨摩郡玉穂村成島一、六六三番地 中沢モーターズ先 から中巨摩郡田富 町布施一、八七五 番地中沢酒店先ま	二、一七〇	高速車 中速車	四十	南甲府	五四・一 一・一七 四八号
-----	------------------	--	-------	------------	----	-----	---------------------

一、四	中央市極楽寺一五八番地一先(玉穂東ランプ)から甲府市西下条町一、三三七〇	中央市極楽寺一五八番地一先(玉穂東ランプ)から甲府市西下条町一、三三七〇	一、三三七〇	南甲府	平成二十一年七月九日 告示第六八号
一、四	甲府市西下条町一、三三七〇	甲府市西下条町一、三三七〇	二、二二〇	南甲府	平成二十四年一月二十五日 告示第七一号
六二四	削除	削除	削除	南甲府	平成二十一年七月九日 告示第六八号

一、五	中央市極楽寺一五八番地一先(玉穂東ランプ)から甲府市西下条町一、三三七〇	中央市極楽寺一五八番地一先(玉穂東ランプ)から甲府市西下条町一、三三七〇	九四〇	自動車	六〇	南甲府	平成二十一年一月
-----	--------------------------------------	--------------------------------------	-----	-----	----	-----	----------

一、四	中央市極楽寺一五八番地一先(玉穂東ランプ)から甲府市西下条町一、三三七〇	中央市極楽寺一五八番地一先(玉穂東ランプ)から甲府市西下条町一、三三七〇	一、三三七〇	南甲府	平成二十一年七月九日 告示第六八号
-----	--------------------------------------	--------------------------------------	--------	-----	----------------------

一、四	甲府市西下条町一、三三七〇	甲府市西下条町一、三三七〇	二、二二〇	南甲府	平成二十四年一月二十五日 告示第七一号
-----	---------------	---------------	-------	-----	------------------------

六二四	削除	削除	削除	南甲府	平成二十一年七月九日 告示第六八号
-----	----	----	----	-----	----------------------



を

一、五 三三	県道 南アルプス市鏡中 条二、一六一番地 先(本線合流部 から中央市白井 阿原一、九〇三番 地一五先(新山梨 梨環状	六七〇	自動車	六〇 ただ 異常 気象 時等	南 アル プス	平成二一 年七月九 日 告示第六 八号
一、五 三三	県道 南アルプス市鏡中 条二、一六一番地 先(新山梨環状道 路二車線区間始点 から南アルプス 市鏡中條二、一二 九番地先(本線分 離部)まで	二八〇	自動車	六〇 ただ 異常 気象 時等	南 アル プス	平成二一 年七月九 日 告示第六 八号

一、五 三三	豊富線 (新山 梨環状 道路外 回り)	番地の一一先(本 線合流部)から南 アルプス市鏡中條 二、一二九番地先 (本線分離部)ま で	一、〇二〇	自動車	六〇 ただ 異常 気象 時等	南 アル プス	平成二一 年七月九 日 告示第八 三三号
一、五 三三	県道 南アルプス市鏡中 条二、一六一番地 の先(本線合流 部)から中巨摩郡 田富町白井阿原一 、六四一番地の七 先(本線分離部) まで		一、〇二〇	自動車	六〇 ただ 異常 気象 時等	南 アル プス	平成二一 年七月九 日 告示第八 三三号

を

に

一、六 七〇	県道 南アルプス 中央線 (新山 梨環状 道路・ 内回り)	中央市白井阿原一 、九〇三番地一五 先(新山梨環状道 路四車線区間始点 から中央市成島 一、二七五番地一 先(新山梨環状道 路二車線区間始点 )まで	三、七〇〇	自動車	七〇 ただ 異常 気象 時等	南 アル プス	平成二一 年七月九 日 告示第六 八号
一、六 六九	国道三 〇〇号 (波高 島バイ パス)	南巨摩郡身延町下 山三三一番地の九 九先(上沢交差点 から南巨摩郡身 延町上之平三七五 番地先(波高島ト ンネル東側)まで の両側	二、二七〇	車両(原付・けん引を除く)	五〇 けん引 を除く	南 部	平成二一 年三月五 日 告示第一 八号

一、六 六九	国道三 〇〇号 (波高 島バイ パス)	南巨摩郡身延町下 山三三一番地の九 九先(上沢交差点 から南巨摩郡身 延町上之平三七五 番地先(波高島ト ンネル東側)まで の両側	二、二七〇	車両(原付・けん引を除く)	五〇 けん引 を除く	南 部	平成二一 年三月五 日 告示第一 八号
-----------	---------------------------------	--	-------	---------------	------------------	--------	---------------------------------

	道路・ 内回り (環状道路四車線区 間始点)まで				は四 〇と する		
--	-----------------------------------	--	--	--	----------------	--	--

一、六 七二	一、六 七三	一、六 七四	一、六 七一
県道 梨環状 道路・ 外回り （新山 中央線 ルプス から中央 極楽寺一 五八番地 先）	県道 梨環状 道路・ 外回り （新山 中央線 ルプス から中央 成島一、 〇八二番 地先）	県道 梨環状 道路・ 外回り （新山 中央線 ルプス から中央 成島一、 〇八二番 地先）	県道 梨環状 道路・ 外回り （新山 中央線 ルプス から南 アルプス 市鏡中條 二、一、 一、一、 番地先 （新山梨 環状道路 二車線区 間始点） まで
中央市成島一、二 七五番地一先（新 山梨環状道路二車 線区間始点）から 中央市極楽寺一五 八番地一先（玉穂 東ランプ出口）ま で	中央市極楽寺一五 八番地一先（玉穂 東ランプ入口）か ら中央市成島一、 〇八二番地先（新 山梨環状道路四車 線区間始点）まで	中央市成島一、二 七五番地一先（新 山梨環状道路二車 線区間始点）から 中央市極楽寺一五 八番地一先（玉穂 東ランプ出口）ま で	中央市成島一、〇 三、三〇〇
自動車	自動車	自動車	自動車
五〇	五〇	五〇	七〇 た、 し、 異常 気象 時等 は五 〇と する
府南 甲	府南 甲	府南 甲	府南 甲
平成二一 年七月九 日 告示第六 八号	平成二一 年七月九 日 告示第六 八号	平成二一 年七月九 日 告示第六 八号	平成二一 年七月九 日 告示第六 八号

一、六 七七	一、六 七六	一、六 七五	一、六 七四
県道 梨環状 道路・ 外回り （新山 中央線 ルプス から中央 成島一、 〇八二番 地先）	県道 梨環状 道路・ 外回り （新山 中央線 ルプス から中央 成島一、 〇八二番 地先）	県道 梨環状 道路・ 外回り （新山 中央線 ルプス から南 アルプス 市鏡中條 二、一、 一、一、 番地先 （新山梨 環状道路 二車線区 間始点） まで	側道 （） までの 両側
中央市上三條五九 八番地一先（玉穂 西オンランプ起 点）から中央市上 三條四〇一番地五 先（玉穂西オンラ ンプ終点）まで	中央市上三條五九 八番地一先（玉穂 西オンランプ起 点）から中央市上 三條四〇一番地五 先（玉穂西オンラ ンプ終点）まで	中央市布施一、九 〇九番地一先（田 富東オンランプ起 点）から中央市布 施三、八九三番地 七先（田富東オン ランプ終点）まで	中央市布施三、九 〇〇番地一先（田 富東オンランプ起 点）から中央市布 施四四八番地先（ 田富東オンランプ 終点）まで
二二〇	一八〇	一八〇	一八〇
自動車	自動車	自動車	自動車
四〇	四〇	四〇	四〇
府南 甲	府南 甲	府南 甲	府南 甲
平成二一 年七月九 日 告示第六 八号	平成二一 年七月九 日 告示第六 八号	平成二一 年七月九 日 告示第六 八号	平成二一 年七月九 日 告示第六 八号

一、六 七八	一、六 七八	一、六 七八	一、六 七八	一、六 七八	一、六 七八	一、六 七八	一、六 七八
県道 南ア ルプス 中央線 (新山 梨環状 道路・ 内回り 玉穂中 央オ フ ラ ン プ)	県道 南ア ルプス 中央線 (新山 梨環状 道路・ 外回り 玉穂中 央オ ン ラ ン プ)	県道 南ア ルプス 中央線 (新山 梨環状 道路・ 内回り 玉穂中 央オ フ ラ ン プ)	県道 南ア ルプス 中央線 (新山 梨環状 道路・ 外回り 玉穂中 央オ ン ラ ン プ)	県道 南ア ルプス 中央線 (新山 梨環状 道路・ 内回り 玉穂中 央オ フ ラ ン プ)	県道 南ア ルプス 中央線 (新山 梨環状 道路・ 外回り 玉穂中 央オ ン ラ ン プ)	県道 南ア ルプス 中央線 (新山 梨環状 道路・ 内回り 玉穂中 央オ フ ラ ン プ)	県道 南ア ルプス 中央線 (新山 梨環状 道路・ 外回り 玉穂中 央オ ン ラ ン プ)
中央市上三條三九 四番地六先(玉穂 西オフランプ起点 から中央市上三 條六〇一番地一先 (玉穂西オフラン プ終点)まで	中央市成島一、四 三番地一先(玉 穂中央オフランプ 起点)から中央市 成島一、四八七番 地二先(玉穂中央 オフランプ終点) まで	中央市成島一、四 三番地一先(玉穂 西オフランプ起点 から中央市上三 條六〇一番地一先 (玉穂西オフラン プ終点)まで	中央市成島一、四 三番地一先(玉穂 中央オフランプ 起点)から中央市 成島一、四八七番 地二先(玉穂中央 オフランプ終点) まで	中央市成島一、四 三番地一先(玉穂 西オフランプ起点 から中央市上三 條六〇一番地一先 (玉穂西オフラン プ終点)まで	中央市成島一、四 三番地一先(玉穂 中央オフランプ 起点)から中央市 成島一、四八七番 地二先(玉穂中央 オフランプ終点) まで	中央市成島一、四 三番地一先(玉穂 西オフランプ起点 から中央市上三 條六〇一番地一先 (玉穂西オフラン プ終点)まで	中央市成島一、四 三番地一先(玉穂 中央オフランプ 起点)から中央市 成島一、四八七番 地二先(玉穂中央 オフランプ終点) まで
二二六	二〇二	二二六	二〇二	二二六	二〇二	二二六	二〇二
自動車	自動車	自動車	自動車	自動車	自動車	自動車	自動車
四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
南 甲 府	南 甲 府	南 甲 府	南 甲 府	南 甲 府	南 甲 府	南 甲 府	南 甲 府
平成二一 年七月九 日 告示第六 八号	平成二一 年七月九 日 告示第六 八号	平成二一 年七月九 日 告示第六 八号	平成二一 年七月九 日 告示第六 八号	平成二一 年七月九 日 告示第六 八号	平成二一 年七月九 日 告示第六 八号	平成二一 年七月九 日 告示第六 八号	平成二一 年七月九 日 告示第六 八号

一〇、五〇九	町道三 一〇六	中巨摩郡玉穂町成島八九三番地 の一先(玉穂中央ランプ交差点	南甲府 平成一四年一 月二五日	に改める。 別表第十六中	四七二	県道 南ア ルプス 中央線 (新山 梨環状 道路)	中央市成島一、二七 五番地一先(新山梨 環状道路四車線区間 終点)から中央市極 楽寺一五八番地一先 (玉穂東ランプ)ま での両側	八〇〇	自動車	終日	南 甲 府	平成二一 年七月九 日 告示第六 八号
四七〇	県道新 田松留 線	上野原市新田七九五 番地先(島田駐在所 前交差点)から上野 原市松留三九二番地 一先(上野原高校入 口交差点)までの両 側	一、三六〇	を	四七〇	県道新 田松留 線	上野原市新田七九五 番地先(島田駐在所 前交差点)から上野 原市松留三九二番地 一先(上野原高校入 口交差点)までの両 側	一、三六〇	車両	終日	上 野 原	平成二一 年五月二 一日 告示第四 五号
に改める。 別表第十五中	に改める。 別表第十五中	に改める。 別表第十五中	に改める。 別表第十五中	に改める。 別表第十五中	に改める。 別表第十五中	に改める。 別表第十五中	に改める。 別表第十五中	に改める。 別表第十五中	に改める。 別表第十五中	に改める。 別表第十五中	に改める。 別表第十五中	に改める。 別表第十五中
ランプ	ランプ	ランプ	ランプ	ランプ	ランプ	ランプ	ランプ	ランプ	ランプ	ランプ	ランプ	ランプ

一〇、五二七	町道中 楯乙黒	中巨摩郡玉穂町成島七五二番地の四先（神明川二の橋西側交差	南甲府	平成一四年一月二五日
一〇、五一六	町道中 楯乙黒 線	中巨摩郡玉穂町成島七五二番地の一先（神明川二の橋西側交差点南側・北進車両）	南甲府	平成一四年一月二五日 告示第七一号
一〇、五二五	町道中 楯乙黒 線	中巨摩郡玉穂町成島一三四番地の二先（神明川一の橋西側交差点北側・南進車両）	南甲府	平成一四年一月二五日 告示第七一号
一〇、五二四	町道中 楯乙黒 線	中巨摩郡玉穂町成島七四六番地の一先（神明川一の橋西側交差点南側・北進車両）	南甲府	平成一四年一月二五日 告示第七一号
一〇、五二三	農道	中巨摩郡玉穂町成島七七七番地先（神明川二の橋西側交差点西方約一六〇メートル丁字路交差点南側・北進車両）	南甲府	平成一四年一月二五日 告示第七一号
一〇、五二二	農道	中巨摩郡玉穂町成島七七三番地先（神明川一の橋西側交差点西方約一六〇メートル十字路交差点北側・南進車両）	南甲府	平成一四年一月二五日 告示第七一号
一〇、五二一	農道	中巨摩郡玉穂町成島八九五番地先（神明川一の橋西側交差点西方約一六〇メートル十字路交差点南側・北進車両）	南甲府	平成一四年一月二五日 告示第七一号
一〇、五二〇	町道三 一〇六 号線	中巨摩郡玉穂町成島一、二七〇番地の一先（玉穂中央ランプ交差点南側東方約五〇メートル丁字路交差点南側・北進車両）	南甲府	平成一四年一月二五日 告示第七一号
北側東方約五〇メートル丁字路 交差点北側・南進車両	告示第七一号			

を

一〇、五二一	削除	南甲府	平成二二年七月
一〇、五一〇	削除	南甲府	平成二二年七月九日 告示第六八号
一〇、五〇九	削除	南甲府	平成二二年七月九日 告示第六八号

  

一〇、五二八	線 農道六 八号線	中巨摩郡玉穂町成島一六六番地の一先（山忠木材北側交差点南側・北進車両）	南甲府	平成一四年一月二五日 告示第七一号
一〇、五一九	農道六 八号線	中巨摩郡玉穂町極楽寺三四六番地の二先（山忠木材北側交差点北側・南進車両）	南甲府	平成一四年一月二五日 告示第七一号
一〇、五二〇	農道六 八号線	中巨摩郡玉穂町成島一六五番地の一先（高橋地区公会堂南側交差点南側・北進車両）	南甲府	平成一四年一月二五日 告示第七一号
一〇、五二二	農道六 八号線	中巨摩郡玉穂町極楽寺三三二番地の一先（高橋地区公会堂南側交差点北側・南進車両）	南甲府	平成一四年一月二五日 告示第七一号
一〇、五二三	町道	中巨摩郡玉穂町極楽寺二八九番地の一先（今井哲夫方北側交差点南側・北進車両）	南甲府	平成一四年一月二五日 告示第七一号
一〇、五三三	町道	中巨摩郡玉穂町極楽寺二八〇番地の一先（今井哲夫方北側交差点北側・南進車両）	南甲府	平成一四年一月二五日 告示第七一号

一〇、五二〇	削除		南甲府 九日 平成二十二年七月
一〇、五一九	削除		南甲府 九日 平成二十二年七月 告示第六八号
一〇、五一八	削除		南甲府 九日 平成二十二年七月 告示第六八号
一〇、五一七	削除		南甲府 九日 平成二十二年七月 告示第六八号
一〇、五一六	削除		南甲府 九日 平成二十二年七月 告示第六八号
一〇、五一一	削除		南甲府 九日 平成二十二年七月 告示第六八号
一〇、五一一	削除		南甲府 九日 平成二十二年七月 告示第六八号
一〇、五一一	削除		南甲府 九日 平成二十二年七月 告示第六八号
一〇、五一一	削除		南甲府 九日 平成二十二年七月 告示第六八号
一〇、五一一	削除		南甲府 九日 平成二十二年七月 告示第六八号

一〇、五五二	削除	南甲府 平成二十二年七月 告示第六八号
一〇、五五二	削除	南甲府 平成二十二年七月 告示第六八号
一〇、五五二	削除	南甲府 平成二十二年七月 告示第六八号
一〇、五五二	削除	南甲府 平成二十二年七月 告示第六八号
一〇、五五二	削除	南甲府 平成二十二年七月 告示第六八号
一〇、五五二	削除	南甲府 平成二十二年七月 告示第六八号
一〇、五五二	削除	南甲府 平成二十二年七月 告示第六八号
一〇、五五二	削除	南甲府 平成二十二年七月 告示第六八号
一〇、五五二	削除	南甲府 平成二十二年七月 告示第六八号
一〇、五五二	削除	南甲府 平成二十二年七月 告示第六八号

一〇、五五三	削除		南甲府 平成二十一年七月九日 告示第六八号
			九日 告示第六八号

一〇、七二八	市道鎌田川大津線	甲府市大津町一、〇八八番地の一四先(アイメツセ山梨第三駐車場西側・南進車両)	南甲府 平成一六年三月一日 告示第一六号
一〇、七二九	市道鎌田川大津線	甲府市大津町無番地先(鳴子橋東詰・北進車両)	南甲府 平成一六年三月一日 告示第一六号
一〇、七三〇	町道	中巨摩郡玉穂町極楽寺三三七番地先(内田伝所有畑北側十字路交差点南側・北進車両)	南甲府 平成一六年三月一日 告示第一六号
一〇、七三一	町道	中巨摩郡玉穂町極楽寺三三七番地先(内田伝所有畑北側十字路交差点北側・南進車両)	南甲府 平成一六年三月一日 告示第一六号
一〇、七三二	町道	中巨摩郡玉穂町極楽寺二九四番地先(内田洋蘭南側十字路交差点南側・北進車両)	南甲府 平成一六年三月一日 告示第一六号
一〇、七三三	町道	中巨摩郡玉穂町極楽寺二九四番地先(内田洋蘭南側十字路交差点北側・南進車両)	南甲府 平成一六年三月一日 告示第一六号

一〇、七二八	削除		南甲府 平成二十二年七月九日
--------	----	--	-------------------

一〇、七二九	削除		南甲府 平成二十一年七月九日 告示第六八号
一〇、七三〇	削除		南甲府 平成二十一年七月九日 告示第六八号
一〇、七三一	削除		南甲府 平成二十一年七月九日 告示第六八号
一〇、七三二	削除		南甲府 平成二十一年七月九日 告示第六八号
一〇、七三三	削除		南甲府 平成二十一年七月九日 告示第六八号

一〇、七四六	町道三一五五号線	中巨摩郡玉穂町下河東一、〇一三番地四先(下河東郵便局南側・北進車両)	南甲府 平成一七年二月二一日 告示第七号
--------	----------	------------------------------------	----------------------------

一〇、七四六	削除		南甲府 平成二十一年七月九日 告示第六八号
--------	----	--	-----------------------------

一〇、九一七	町道	中巨摩郡玉穂町下河東一、七二	南甲府 平成一七年二月
--------	----	----------------	----------------

一〇、九一九	町道 大南 部五 号線	六番地三先(下河東郵便局南側・南進車両)	南甲府	平成一七年二月二一日 告示第七号
一〇、九一八	町道医 大南 部五 号線	中巨摩郡玉穂町一、七三二番地先(山梨大学医学部南側・北進車両)	南甲府	平成一七年二月二一日 告示第七号
一〇、九一七	削除		南甲府	平成二二年七月九日 告示第六八号

一〇、九一九	削除		南甲府	平成二二年七月九日 告示第六八号
一〇、九一八	削除		南甲府	平成二二年七月九日 告示第六八号
一〇、九一七	削除		南甲府	平成二二年七月九日 告示第六八号

一一、二二七	市道	中央市成島一、六五六番地先(成島西交差点・北進車両)	南甲府	平成一九年二月一三日 告示第一一七号
一一、二二六	市道	中央市成島一、六五四番地二先(成島西交差点・南進車両)	南甲府	平成一九年二月一三日 告示第一一七号

一一、二二六	削除		南甲府	平成二二年七月九日 告示第六八号
一一、二二七	削除		南甲府	平成二二年七月九日 告示第六八号

一一、三六三	市道	上野原市野田尻八五四番地先(変則十字路交差点・東進車両)	上野原	平成二二年五月二一日 告示第四五号
--------	----	------------------------------	-----	----------------------

一一、三六三	市道	上野原市野田尻八五四番地先(変則十字路交差点・東進車両)	上野原	平成二二年五月二一日 告示第四五号
一一、三六四	市道	中央市布施三、五六〇番地一先(橋脚P一六四北東側十字路交差点・北進車両)	南甲府	平成二二年七月九日 告示第六八号
一一、三六五	市道	中央市布施三、二五一番地一先(橋脚P一六三北西側十字路交差点・南進車両)	南甲府	平成二二年七月九日 告示第六八号
一一、三六六	市道	中央市布施三、五六二番地一先(橋脚P一六四南東側十字路交差点・北進車両)	南甲府	平成二二年七月九日 告示第六八号
一一、三六七	市道	中央市布施三、二一一番地一先(橋脚P一六三南西側十字路交差点・南進車両)	南甲府	平成二二年七月九日 告示第六八号
一一、三六八	市道	中央市布施三、一三六番地一先	南甲府	平成二二年七月九日 告示第六八号

一一、三六九	市道	中央市布施三、二二〇番地一先 (橋脚P一五七南西側丁字路交 差点・南進車両)	南甲府	平成二十一年七月 九日 告示第六八号
一一、三七〇	市道	中央市布施二、一一八番地二一 先(春木屋南側十字路交差点・ 東進車両)	南甲府	平成二十一年七月 九日 告示第六八号
一一、三七一	市道	中央市布施一、八七四番地四先 (河西商店北側十字路交差点・ 西進車両)	南甲府	平成二十一年七月 九日 告示第六八号
一一、三七二	市道	中央市布施一、九〇七番地一先 (橋脚P一四八北西側十字路交 差点・南進車両)	南甲府	平成二十一年七月 九日 告示第六八号
一一、三七三	市道	中央市布施一、八五四番地一先 (橋脚P一四九北東側十字路交 差点・北進車両)	南甲府	平成二十一年七月 九日 告示第六八号
一一、三七四	市道	中央市布施一、八四六番地一先 (橋脚P一四八南西側丁字路交 差点・南進車両)	南甲府	平成二十一年七月 九日 告示第六八号
一一、三七五	市道	中央市布施四五八番地一先(丁 字路交差点・北進車両)	南甲府	平成二十一年七月 九日 告示第六八号
一一、三七六	市道	中央市布施一、九〇九番地一先 (土橋段ボール南側丁字路交差 点・南進車両)	南甲府	平成二十一年七月 九日 告示第六八号
一一、三七七	市道	中央市布施四二八番地一六先(丁 字路交差点・北進車両)	南甲府	平成二十一年七月 九日 告示第六八号

一一、三七八	市道	中央市布施三二七番地一先(株 甲府大一実業南西側丁字路交差 点・南進車両)	南甲府	平成二十一年七月 九日 告示第六八号
一一、三七九	市道	中央市布施四〇九番地七先(丁 字路交差点・北進車両)	南甲府	平成二十一年七月 九日 告示第六八号
一一、三八〇	市道	中央市布施三二七番地一先(橋 脚P一三八北東側丁字路交差点 ・北進車両)	南甲府	平成二十一年七月 九日 告示第六八号
一一、三八一	市道	中央市布施三八七番地一先(橋 脚P一三七南西側丁字路交差点 ・南進車両)	南甲府	平成二十一年七月 九日 告示第六八号
一一、三八二	市道	中央市上三条九四六番地三先(橋 脚P一三一北西側丁字路交差 点・西進車両)	南甲府	平成二十一年七月 九日 告示第六八号
一一、三八三	市道	中央市上三条九四六番地三先(橋 脚P一三一南西側変則十字路 交差点・南進車両)	南甲府	平成二十一年七月 九日 告示第六八号
一一、三八四	市道	中央市布施三、九〇〇番地先(橋 脚P一三二南側変則十字路交 差点・北進車両)	南甲府	平成二十一年七月 九日 告示第六八号
一一、三八五	市道	中央市布施三、九〇〇番地一先 (ヘアサロンえんどう西側丁 字路交差点・北進車両)	南甲府	平成二十一年七月 九日 告示第六八号
一一、三八六	市道	中央市上三条九二五番地一先(橋 脚P一二八北西側丁字路交差 点・南進車両)	南甲府	平成二十一年七月 九日 告示第六八号



一一、三九七	市道	中央市上三條二五八番地先(小井川踏切西側丁字路交差点・西進車両)	南甲府	平成二十一年七月九日 告示第六八号
一一、三八八	市道	中央市上三條四〇一番地五先(小井川駅東側丁字路交差点・南進車両)	南甲府	平成二十一年七月九日 告示第六八号
一一、三八九	市道	中央市上三條六四七番地一先(橋脚P一一九北東側丁字路交差点・東進車両)	南甲府	平成二十一年七月九日 告示第六八号
一一、三九〇	市道	中央市上三條六三六番地一〇先(橋脚P一一八南西側変則十字路交差点・北西進車両)	南甲府	平成二十一年七月九日 告示第六八号
一一、三九一	市道	中央市上三條六三六番地一〇先(丁字路交差点・南進車両)	南甲府	平成二十一年七月九日 告示第六八号
一一、三九二	市道	中央市下河東二、二五八番地一先(玉穂西ランブ南側十字路交差点・東進車両)	南甲府	平成二十一年七月九日 告示第六八号
一一、三九三	市道	中央市下河東二、二六三番地先(玉穂西ランブ南側十字路交差点・西進車両)	南甲府	平成二十一年七月九日 告示第六八号
一一、三九四	市道	中央市下河東二、二四二番地一先(下河東交差点南側十字路交差点・東進車両)	南甲府	平成二十一年七月九日 告示第六八号
一一、三九五	市道	中央市下河東一、七〇八番地四先(橋脚P八五北西側十字路交差点・南進車両)	南甲府	平成二十一年七月九日 告示第六八号
一一、三九六	市道	中央市下河東一、七〇八番地三	南甲府	平成二十一年七月九日 告示第六八号

一一、三九七	市道	先(橋脚P八六北東側十字路交差点・北進車両)	南甲府	平成二十一年七月九日 告示第六八号
一一、三九八	市道	中央市下河東一、七一八番地五先(橋脚P八五南西側十字路交差点・南進車両)	南甲府	平成二十一年七月九日 告示第六八号
一一、三九九	市道	中央市下河東一、七一九番地一先(橋脚P八六南東側十字路交差点・北進車両)	南甲府	平成二十一年七月九日 告示第六八号
一一、四〇〇	市道	中央市下河東一、〇二五番地二先(橋脚P七八南西側十字路交差点・南進車両)	南甲府	平成二十一年七月九日 告示第六八号
一一、四〇一	市道	中央市下河東一、〇二五番地二先(橋脚P七九南東側十字路交差点・北進車両)	南甲府	平成二十一年七月九日 告示第六八号
一一、四〇二	市道	中央市下河東五三〇番地一先(橋脚P七〇北東側丁字路交差点・北進車両)	南甲府	平成二十一年七月九日 告示第六八号
一一、四〇三	市道	中央市下河東三五六番地二先(橋脚P六九南西側十字路交差点・南進車両)	南甲府	平成二十一年七月九日 告示第六八号
一一、四〇四	市道	中央市下河東五四〇番地二先(橋脚P七〇南東側十字路交差点・北進車両)	南甲府	平成二十一年七月九日 告示第六八号
一一、四〇五	市道	中央市成島一、六五四番地二先(丁字路交差点・西進車両)	南甲府	平成二十一年七月九日 告示第六八号

一一、四〇六	市道	中央市成島一、六七六番地一先 (道村工務店北西側十字路交差点・東進車両)	南甲府	平成二十一年七月九日 告示第六八号
一一、四〇七	市道	中央市成島一、六八一番地先 (道村工務店北側十字路交差点・西進車両)	南甲府	平成二十一年七月九日 告示第六八号
一一、四〇八	市道	中央市成島一、四〇一番地一先 (橋脚P四九北西側十字路交差点・南進車両)	南甲府	平成二十一年七月九日 告示第六八号
一一、四〇九	市道	中央市成島一、六九九番地一先 (橋脚P五〇北東側十字路交差点・北進車両)	南甲府	平成二十一年七月九日 告示第六八号
一一、四一〇	市道	中央市成島一、四五二番地一先 (橋脚P四九南西側十字路交差点・南進車両)	南甲府	平成二十一年七月九日 告示第六八号
一一、四一一	市道	中央市成島一、四七八番地先 (橋脚P五〇南東側十字路交差点・北進車両)	南甲府	平成二十一年七月九日 告示第六八号
一一、四二二	市道	中央市成島一、二五九番地一先 (橋脚P四〇南東側十字路交差点・北進車両)	南甲府	平成二十一年七月九日 告示第六八号
一一、四二三	市道	中央市成島一、四二六番地一先 (橋脚P三九北西側十字路交差点・南進車両)	南甲府	平成二十一年七月九日 告示第六八号
一一、四二四	市道	中央市成島一、二八九番地一先 (玉穂中央ランプ北側十字路交差点・東進車両)	南甲府	平成二十一年七月九日 告示第六八号

一一、四一五	市道	中央市成島一、二八五番地三先 (玉穂中央ランプ北側十字路交差点・西進車両)	南甲府	平成二十一年七月九日 告示第六八号
一一、四一六	市道	中央市上三条四六二番地先(大 一産業東側変則十字路交差点・ 北進車両)	南甲府	平成二十一年七月九日 告示第六八号
一一、四一七	市道	中央市成島八九三番地二先(橋 脚P三二北側丁字路交差点・南 進車両)	南甲府	平成二十一年七月九日 告示第六八号
一一、四一八	市道	中央市成島一、二七一番地一先 (橋脚P三二南側丁字路交差点 ・北進車両)	南甲府	平成二十一年七月九日 告示第六八号
一一、四一九	市道	中央市成島八九三番地一先(橋 脚P三〇北東側丁字路交差点・ 北進車両)	南甲府	平成二十一年七月九日 告示第六八号
一一、四二〇	市道	中央市成島七七三番地一先(橋 脚P二九南西側十字路交差点・ 南進車両)	南甲府	平成二十一年七月九日 告示第六八号
一一、四二二	市道	中央市成島八九五番地一先(橋 脚P二九南西側十字路交差点・ 北進車両)	南甲府	平成二十一年七月九日 告示第六八号
一一、四三二	市道	中央市成島七五二番地四先(神 明川二の橋西詰十字路交差点・ 南進車両)	南甲府	平成二十一年七月九日 告示第六八号
一一、四三三	市道	中央市成島七五二番地一先(神 明川二の橋西詰十字路交差点・ 北進車両)	南甲府	平成二十一年七月九日 告示第六八号
一一、四二四	市道	中央市成島一三九番地一先(神	南甲府	平成二十一年七月

一一、四二五	市道	明川一の橋西詰十字路口交差点・南進車両)	南甲府	平成二十一年七月九日	告示第六八号
一一、四二六	市道	中央市極楽寺三二二番地一先(橋脚P一三北西側十字路口交差点・南進車両)	南甲府	平成二十一年七月九日	告示第六八号
一一、四二七	市道	中央市成島一一五番地一先(橋脚P一四北東側十字路口交差点・北進車両)	南甲府	平成二十一年七月九日	告示第六八号
一一、四二八	市道	中央市極楽寺三四六番地三先(橋脚P一三南西側十字路口交差点・南進車両)	南甲府	平成二十一年七月九日	告示第六八号
一一、四二九	市道	中央市成島一一六番地一先(橋脚P一四南東側十字路口交差点・北進車両)	南甲府	平成二十一年七月九日	告示第六八号
一一、四三〇	市道	中央市極楽寺三二八番地三先(渋川二の橋西詰十字路口交差点・南進車両)	南甲府	平成二十一年七月九日	告示第六八号
一一、四三一	市道	中央市極楽寺三二八番地三先(渋川二の橋西詰十字路口交差点・北進車両)	南甲府	平成二十一年七月九日	告示第六八号
一一、四三二	市道	中央市極楽寺三五八番地先(渋川一の橋西詰十字路口交差点・南進車両)	南甲府	平成二十一年七月九日	告示第六八号
一一、四三三	市道	中央市極楽寺三五〇番地一先(渋川一の橋西詰十字路口交差点・北進車両)	南甲府	平成二十一年七月九日	告示第六八号

に改める。  
別表第十七中

一一、四三四	市道	中央市極楽寺二四八番地二先(橋脚P四北東側丁字路交差点・北進車両)	南甲府	平成二十一年七月九日	告示第六八号
一一、四三五	市道	中央市極楽寺二八〇番地一先(橋脚P三南西側十字路口交差点・南進車両)	南甲府	平成二十一年七月九日	告示第六八号
一一、四三六	市道	中央市極楽寺二八九番地一先(橋脚P四南東側十字路口交差点・北進車両)	南甲府	平成二十一年七月九日	告示第六八号
一一、四三七	市道	中央市成島一、二五九番地一先(橋脚P三九南西側十字路口交差点・南進車両)	南甲府	平成二十一年七月九日	告示第六八号
一一、四三八	市道	中央市成島一、四二六番地一先(橋脚P四〇北東側十字路口交差点・北進車両)	南甲府	平成二十一年七月九日	告示第六八号

を

一一、一六一	県道甲府玉穂中道線(新山梨環状道路南側区間)	甲府市西下条町の一七先(西下条立体ランプ合流部)から中巨摩郡玉穂町成島一、二六二番地の一先(玉穂中央ランプ交差点)までの両側	南甲府	平成二十一年七月九日	告示第七一号
--------	------------------------	--	-----	------------	--------

に改める。  
別表第十九中

一、一六一	県道荏 崎南ア ルプス 中央線 （新山 梨環状 道路側 道）	中央市山之神三 、五三四番地一 先（田富西ラン プ交差点）から 甲府市西下条町 一、三四七番地 一七先（西下条 立体ランプ合流 部）までの両側	五、二二〇	車両	終日	南甲 府	平成二一 年七月九 日 告示第六 八号
-------	---	---	-------	----	----	---------	---------------------------------

を

一六〇	県道甲 府玉穂 中道線	甲府市西下条町一、三四七番地の 一七先（西下条立体ランプ合流部 ）から甲府市大津町二、一三〇番 地の二先（山梨県人材開発センタ ー）までの両側歩道（一、三二〇 メートル）	南甲府	平成一四年七月八日 告示第三四号
-----	-------------------	--	-----	---------------------

を

一六〇	県道荏 崎南ア ルプス 中央線 （新山 梨環状 道路側 道）	中央市山之神三、五三四番地一先 （田富西ランプ交差点）から甲府 市西下条町一、三四七番地一七先 （西下条立体ランプ合流部）まで の両側歩道（五、四一〇メートル ）	南甲府	平成二二年七月九日 告示第六八号
-----	---	--	-----	---------------------

に改める。  
別表第三十三中

一四四	県道甲府 玉穂中道	甲府市大津町一、〇八八番地の三 先（日本電気株式会社北側）	一	平成一四年七月八日 告示第三四号
-----	--------------	----------------------------------	---	---------------------

発行者 山梨県 印刷所 株式会社印刷 甲府市丸の内一丁目六番一号 甲府市北口二丁目六番

を

線			
---	--	--	--

に

一四四	削除		平成二二年七月九日 告示第六八号
-----	----	--	---------------------

を

一四九	県道甲府 玉穂中道 線	中巨摩郡玉穂町極楽寺二四五番地 二先（高橋）交差点	六	平成一四年八月一日 告示第四一號
-----	-------------------	------------------------------	---	---------------------

を

一五〇	県道甲府 玉穂中道 線	中巨摩郡玉穂町成島一、二八九番 地一先（玉穂中央ランプ北）交差 点	四	平成一四年八月一日 告示第四一號
-----	-------------------	---	---	---------------------

を

一五一	県道甲府 玉穂中道 線	中巨摩郡玉穂町成島一、二六二番 地一先（玉穂中央ランプ交差点）	四	平成一五年五月一日 告示第三二號
-----	-------------------	------------------------------------	---	---------------------

を

一四九	削除		平成二二年七月九日 告示第六八号
-----	----	--	---------------------

に改める。

一五〇	削除		平成二二年七月九日 告示第六八号
-----	----	--	---------------------

に改める。

一五一	削除		平成二二年七月九日 告示第六八号
-----	----	--	---------------------